

摂津国太田郡福井村文書目録

藤井 滉良

解題

本目録は、摂津国太田郡（島下郡）福井村に伝来した古文書を収録するものである。本文書群は、令和6年度に古書店から購入し、藤井が目録ならびに解題を作成した。

1. 福井村の概要

16世紀後半から17世紀にかけて、島下郡は太田郡と呼ばれていた。茨木市域の関連史料からは、天正10年(1582年)から寛文12年(1672年)まで、「太田郡」の名称の使用が確認できる(註1)。

福井村は、丹波国へ至る亀山街道が通り、街道沿いに集落が形成されていた。また村の中央部を佐保川が、南端を勝尾寺川が流れていた。村の北部には、国見山が存在していた(茨木市史2004)。

所領構成については、元和期は天領であった。寛永10年(1633年)に福井村は二分され、一部が永井直清へ(以下、Ⅰ地区と表記)、残りは同17年(1640年)より松平康信へ(以下、Ⅱ地区と表記)、それぞれ所領として与えられた。元禄期以降は、Ⅰ地区は直清甥の尚庸を祖とする家(加納藩主など)の、Ⅱ地区は直清を祖とする家(高槻藩主)の、両永井氏による所領となっていた(茨木市史2016)。

2. 本文書群の概要

本文書群は、計85点で、文禄3年(1594年)から天保2年(1831年)までの史料からなる。外箱は、蓋の裏書から、明治34年(1901年)以降に本文書群保存用に転用されたと推測される。

文書の主な内容としては、年ごとの福井村の免定に関する達書が多数を占める。

3. 近世初期の福井村

本節では、福井村Ⅱ地区に関して、主に豊臣期と江戸幕府初期の領主変遷について述べる。

なお、本史料群からは、前節で触れたⅠ地区の領主変遷についてはうかがい知れなかったため、本稿では省略する。

「福井村村誌」によると、

天正13年(1585年)～川尻肥前守
→慶長2年(1597年)～片桐且元
→元和元年(1615年)～代官成瀬五左衛門・五味備前守
→同3年(1617年)～土岐山城守定義
→同8年(1622年)～代官間宮三郎右衛門
→寛永10年(1633年)～岡部美濃守宣勝
→同17年(1640年)～松平若狭守康信
→慶安2年(1649年)～幕末永井日向守家

とのことである(茨木市史2001)。

一方、史料番号26-1「乍恐返答書言上」では、文禄3年(1594年)の検地実施を起点に、承応4年(1655年)までのⅡ地区の領主変遷について、上記の経歴とは異なるものが確認できる。

文禄3年～17年間「御地頭」川尻肥前守
～15年間 鈴木悦賀・矢部李庵・三木某・和久半左衛門4人の「御知行ニ相渡」る
～1年間「御代官」青山常陸・内藤修理
～2年間「御代官」北見五郎左衛門
～5年間「御代官」村上孫左衛門
～12年間「御代官」間宮三郎右衛門
～1年間「御代官」成瀬五左衛門
～1年間「御代官」五味備前守
～4年間 岡部美濃守「御知行」
～9年間 松平若狭守「御知行」
「当代(承応4年)迄六拾壹年間」

承応4年当時のⅡ地区では、以上の認識であったようだが、各領主の支配期間については計算が合わず、年次・人名比定の必要がある。

まず、「川尻肥前守」とは河尻秀長のことであり、彼は豊臣秀吉の側近として、天正18年(1590年)より茨木城へ入城した(茨木市史2016)。彼は秀吉死後も茨木城に在城し、慶長4年(1599年)には、鷹狩に来訪した徳川家康を同城で饗応した(中村2007)。しかし、翌5年の関ヶ原合戦に

より改易となったようである（註2）。そのため、秀長による支配は慶長5年までと考えてよい。年数が「拾七年間」とされた背景には、後述する画期の慶長6年から数えて17年目が天正13年であり、この年には中川秀政や高山右近らが播磨国へ移封され、摂津国は秀吉の蔵入地となっていた。この「拾七年間」は、秀吉側近による支配が展開していた時期と捉えられる。

文禄4年9月、秀長は国見山をめぐる福井村と五ヶ庄（忍頂寺村や佐保村など）間での相論を豊臣政権に上申し、裁定を受けていた（谷2025）。史料番号26-1では、秀長は「御地頭」と表現されており、福井村は秀長の所領であったといえる（佐脇1996）。五ヶ庄の領主については、天正13年までは高山右近であり（中西2014）、右近移封後は定かではない。ただ、史料番号1～5の発給者がいずれも秀長の代官で共通していたことから、五ヶ庄も秀長の所領であったと推測できる。本相論の流れとしては、当初秀長は福井村・五ヶ庄双方の領主として訴訟に対応したが、解決に難渋し、豊臣政権の判断を仰いだ形が実態に近いだろう。

補足として、「福井村村誌」には、「天正十三年ヨリ慶長元年マデ十二年間ノ間、川尻肥前守領分」との記述がみられる（註3）。本記述より、福井村が秀長の支配下にあった始期は、秀長の茨木城入城以前の天正13年であった可能性がある。

次に、鈴木・矢部・三木・和久の4名の「御知行」に渡ったとの説明がある。彼らによる支配は、慶長6年の家康奉行と豊臣秀頼奉行の連署による知行宛行と同時期に始まったと推測される（曽根2001）。4名のうち「和久半左衛門」は、秀頼側近の和久宗友である。「鈴木悦賀」は、同じく秀頼側近の鈴木悦可を指す。残りの2名も、宗友や悦可と同様に、秀頼側近であっただろう。

また、豊臣家滅亡以前は、秀頼は彼の家臣に対し、摂河泉をはじめ秀頼蔵入地の中で新知宛行を実施していた（福田2014）。当時茨木城は片桐氏の支配下にあった（木村2020）が、福井村は関ヶ原合戦以前と変わらず、豊臣家当主側近の知行地としての性格を有していたといえよう。

豊臣家滅亡後は徳川將軍家直轄領となり、寛永13年（1636年）まで代官による支配が続いた。その嚆矢は「青山常陸・内藤修理」両名による支

配であったとされるが、青山常陸介忠成は慶長18年（1613年）に死去し（註4）、内藤修理亮清成は同13年（1608年）に死去していた（註5）。そのため、「青山常陸」は忠成子息の伯耆守忠俊、「内藤修理」は清成子息の若狭守清次と比定すべきである。

「内藤修理」の比定に際しては、清次とは別家であり、当時高槻城主であった内藤紀伊守信正も候補となる。しかし、彼の家には「修理」が官名につく人物がみられず（註6）、かつ青山と共に「御代官」として登場する要因も説明できない。そのため、やはり清次とするのが妥当である。

忠俊と清次は、いずれも大坂夏の陣に参陣しており、終戦直後は桜門極楽橋を守衛し、戦後処理にあっていた（註7）。その一環として、両者は福井村で免割を実施したとされる。両名とも父の官名と誤解された要因には、慶長5年に青山忠成が茨木・高槻両城を按察したことが影響したと考えられる（高槻市史1984）。つまり、関ヶ原合戦時の戦後処理には忠俊の父・忠成が関与していたため、上記の誤解が生じたのではないだろうか。

忠俊と清次の後には、喜多見（北見）勝忠が免割を実施していた。勝忠は大坂夏の陣では高槻城番を務め、元和2年（1616年）に近江国郡代に任命されており、摂津国にて500石の加増を受けていた（註8）。福井村はこの加増分に含まれていたといえる。勝忠は元和4年（1618年）に堺政所となり（註9）、福井村の代官は交代となった。

元和4年からは、村上孫左衛門が代官となった。史料番号7の花押付きの免割状は、孫左衛門による支配が当年より始まったことを示す史料である。孫左衛門から間宮光信に代官が交代した要因は明らかではない。

同8年（1622年）より、間宮光信が代官を務めた。光信は、関ヶ原合戦後に五畿内代官に任命され（註10）、在任中に福井村の代官も受け持った。寛永11年（1634年）の徳川家光の上洛時、光信は上方船改役を担当しており（註11）、それまでに代官を交代していたといえる。

光信の後には、「成瀬五左衛門」が代官を担当したようであり、寛永11年当時は成瀬重治が該当するかと推測しうる（註12）。この時重治は相模国の中原代官を務めていたが、中原代官は重治と坪井良勝の相代官制であった（丸島1987）。その

ため、現時点では、重治が福井村の統治に関与していたことを明示する一次史料は発見できていないが、光信免職後の1年間のみ、重治が臨時的に福井村の代官に転任、あるいは中原代官と兼任する形で対応したと推定する（註13）。

重治の次は、上方郡代の五味豊直が代官を務めた。豊直は寛永11年7月に代官として「五畿内」を奉行していた（註14）が、翌12年（1635年）に「近江国廻・摂河代官」に命じられた（註15）。この任命時に、豊直は重治から福井村の代官を引き継いだと思われる。史料番号19は、翌13年（1636年）3月時点で、豊直の下代が福井村の年貢収納に関与していた証左となる。

同年6月には、岡部宣勝が播磨国龍野から高槻へ移封となった（高槻市史1984）。この転封以降は、福井村Ⅱ地区は幕末まで高槻藩領であった。

以上より、近世初期福井村Ⅱ地区の領主履歴は次のようになる（山括弧内は交代理由）。

第1期：豊臣家当主側近領

天正13年（1585年）カ～文禄3年（1594年）時点～地頭河尻秀長（関ヶ原合戦後に改易）
→慶長6年（1601年）～鈴木悦可・和久宗友・矢部李庵・三木某4人の知行地（関ヶ原合戦後の知行宛行～豊臣家滅亡のため）

第2期：徳川将軍家代官領

慶長20年（1615年）5月～代官青山忠俊・内藤清次（大坂夏の陣後の戦後処理～徳川家光付家老となったため）
→元和2年（1616年）～代官喜多見勝忠（近江国郡代就任～堺政所就任のためカ）
→同4年（1618年）11月～代官村上孫左衛門（摂津国代官在職中～不明）
→同8年（1622年）12月～代官間宮光信（五畿内代官在職中～徳川家光上洛時に上方船改役を担当するため免職）
→寛永11年（1634年）～代官成瀬重治カ（関東より派遣カ～中原代官専任のためカ）
→同12年（1635年）～代官五味豊直（近江国廻・摂河代官就任～Ⅱ地区の藩領化のため）

第3期：藩領

寛永13年（1636年）6月～岡部宣勝知行

→同17年（1640年）9月～松平康信知行
→慶安2年（1649年）7月～永井直清知行

4. 代官・下代の印文

史料番号5には、発給者である善介の肩書として、「河尻肥前守様 御代官」の記述がみられる。

善介発給文書の特徴としては、慶長元年（1596年）の発給文書より、「王□〔久カ〕而天□〔久カ〕吉」の6字が彫られた、双郭角形の黒印が使用されていた点がある。善介以降の代官や下代には、本印の使用は確認できないことや、文禄期の善介発給文書では別の印（楕円形に近い）が捺されていたことから、本印は慶長期より使用し始めた、官僚的性格を帯びた善介の私印（石井1991）と推測可能である。また本印が捺された文書3点は、いずれも年貢受取状であり、中世の出納関係文書に有印文書が多かった点との関連が示唆される（井原2006）。

善介の出自については詳らかではないが、国見山近辺の名主層から秀長の代官に登用され、実地支配に関与した人物と推測しうる。かつ、「御地頭」の代官に相当する人物が、戦国大名の印章を模し、故事や標語を印文として彫った印章を使用していたことは特筆すべき点である。善介が印章を変更した契機には、先述した文禄4年9月の国見山相論時に、豊臣政権の上裁を受けた影響があったとみてよいだろう。善介の印章変更は、名主層が戦国大名の印判状に接し、天正期より権威の表現として印章を使用し始めたとする潮流（笹本1980）とも近似するものである。

加えて、寛永期以降の代官や下代の諱についても、今回の目録作成を通じて、主に印文から比定を試みた。各代官・下代については、「池上家文書」など他文書群においても、同一印の使用が確認可能である。本整理作業によって、福井村のみならず、茨木市域の近世村落の支配に携わった代官・下代の詳細についても明らかとなった。

註

- 1) 天正10年9月「中川清秀禁制札」（『茨木市史復刻版』茨木市役所、1978年、p. 214）、寛文12年11月12日「摂州太田郡嶋村子年免定之事」（島区有文書2006-10、当館所蔵）。
- 2) 藤田保校訂『恩栄録・廢絶録 補訂版』近藤出版社、

- 1976年、p. 214。
- 3) 茨木市史編さん委員会『新修茨木市史 史料集2 村誌Ⅱ—茨木市域—』2001年、p. 85。
- 4) 高柳光壽他編集顧問『新訂寛政重修諸家譜 第十二』続群書類従完成会、1965年、pp. 85-86。
- 5) 高柳光壽他編集顧問『新訂寛政重修諸家譜 第十三』続群書類従完成会、1965年、p. 226。
- 6) 『新訂寛政重修諸家譜 第十三』pp. 197-203。
- 7) 『新訂寛政重修諸家譜 第十二』 p. 87、『新訂寛政重修諸家譜 第十三』 p. 227。
- 8) 高柳光壽他編集顧問『新訂寛政重修諸家譜 第九』続群書類従完成会、1965年、p. 163。
- 9) 註8に同じ。
- 10) 高柳光壽他編集顧問『新訂寛政重修諸家譜 第七』続群書類従完成会、1965年、pp. 274-275。
- 11) 註10に同じ。
- 12) 明治初期に作成された茨木市域の各村「村誌」では、福井村・安威村・粟生村における元和期の担当代官として「成瀬五左衛門」の名前がみられる(茨木市史2001・2014)。この成瀬五左衛門は、寛永6年(1629年)までの期間は、重治の父・五左衛門重能を指す場合もありうる。
- 13) 中原代官が他地域の代官も兼任した事例としては、寛永4年(1627年)より同6年まで、大谷定利が越後国出雲崎代官(武蔵代官・乙幡重行との相代官制)を兼任していた事例が存在する(和泉1995)。
- 14) 黒板勝美編『新訂増補国史大系 第三十九卷 徳川実紀 第二編』吉川弘文館、2007年、p. 648。
- 15) 『新訂増補国史大系 第三十九卷 徳川実紀 第二編』 p. 701。

参考文献

- 石井良助 1991『印判の歴史』明石書店 pp. 104-106
- 和泉清司 1995「徳川幕府直轄領の全国的形成と支配」『徳川幕府成立過程の基礎的研究』文献出版 pp. 423-631
- 井原今朝男 2006「中世の印章と出納文書—諏訪社造営 銭徴収システムと武田家の有印文書—」有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院 pp. 101-144
- 茨木市史編さん委員会 2016『新修茨木市史 第2巻 通史Ⅱ』 pp. 38-41, 67-83
- 茨木市史編さん委員会 2004『新修茨木市史 第8巻 史料編 地理』 pp. 83-92
- 茨木市史編さん委員会 2001『新修茨木市史 史料集2

- 村誌Ⅱ—茨木市域—』 pp. 69-79, 84-97
- 茨木市史編さん委員会 2014『新修茨木市史 史料集18 村誌Ⅳ—茨木市域—』 pp. 8-27
- 木村健明 2020「史料にみる茨木城」『茨木市立文化財資料館 館報』第7号 pp. 46-55
- 笹本正治 1980「近世百姓印章の一考察—形態変化を中心に—」『史学雑誌』89(7) pp. 1116-1135
- 佐脇栄智 1996「「地頭代官」か「地頭・代官」か」『戦国史研究』31 pp. 34-35
- 曾根勇二 2001『片桐且元』吉川弘文館 pp. 101-127
- 高槻市史編さん委員会 1984『高槻市史 第2巻 本編Ⅱ』 pp. 28-29, 42
- 谷徹也 2025「豊臣政権の訴訟対応」『豊臣政権の統治構造』名古屋大学出版会 pp. 110-140(初出2015年)
- 中西裕樹 2014「織田信長・豊臣秀吉と高山右近」同編『高山右近』宮帯出版社 pp. 46-59(初出2013年)
- 中村博司 2007「豊臣秀吉と茨木城」同編『よみがえる茨木城』清文堂出版 pp. 25-63
- 福田千鶴 2014『豊臣秀頼』吉川弘文館 pp. 141-144
- 丸島隆雄 1987「近世前期相模と中原代官」平塚市博物館『平塚市博物館研究報告 自然と文化』第10号 pp. 1-11

凡例

- ・表題 原表題を尊重し、原表題のないものは()で内容表題を補った。
- ・年代・西暦 文書に記載されている和暦を記し、西暦を補った。年代のないものは、推定年代を()で記載した。
- ・干支・月・日 文書に記載されている干支・月・日を記した。
- ・作成 文書の作成者を入力し、5名以上の場合、他○名と記した。
- ・受取 文書の受取者を入力し、5名以上の場合、他○名と記した。
- ・形数 文書の形状・数量を記載した。

摂津国太田郡福井村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
1	納五か庄内國見山御年〔貢脱〕米事(合計 壹石壹斗につき)	文禄4	1595		11	29	善介(印)		状1
2	納五か庄之内國見山御年〔貢脱〕米事(合 計壹石壹斗につき)	文禄3	1594		11	27	善介(印)		状1
3	納福井村國見山御年貢米事(合計壹石三 斗皆済につき)	慶長元	1596		12	21	善介(印「王口〔久カ〕而天口〔久カ〕吉」)		状1
4	納福井村國見山御年貢米事(合計壹石三 斗皆済につき)	慶長2	1597		12	23	善介(印「王口〔久カ〕而天口〔久カ〕吉」)		状1
5	納福井村國見山御年貢米事(合計壹石三 斗皆済につき)	慶長3	1598		12	26	「(付箋)河尻肥前守様(秀長)御代官」善介 (印「王口〔久カ〕而天口〔久カ〕吉」)		状1
6	辰ノ才福井村山敷米之事(合計は京升で三 石八斗であることにつき)	元和2	1616	辰	12	15	「(付箋)北見五郎左衛門(喜多見勝忠)問 二口〔郎カ〕[]」		状1
7	摂州午年免指越事(合計六百拾壹石五斗 七升参合を皆済すべきことにつき)	元和4	1618	午	11	28	村〔上脱〕孫左衛門(花押)	福井村百姓中	状1
8	摂州太田郡福井村未年納之事(合計五百 八拾三石貳斗四升五合皆済につき)	元和5	1619	未	12	28	村上孫左衛門(印)		状1
9	摂州太田郡福井村申年下札(合計五百七 石貳斗四升五合を皆済すべきことにつき)	元和6	1620	申	12	20	村上孫左衛門(印)		状1
10	摂州太田郡福井村酉年免定之事(合計六 百貳拾六石六斗を皆済すべきことにつき)	元和7	1621	酉	11	23	村上孫左衛門(印)		状1
11	辰之年免定之事(福井上村の取米百八拾 貳石九斗七升五合を皆済すべきことにつ き)	(近世)		辰	12	11	沢太郎左衛門(印)・原弥大夫(印)・寺田庄 助(印)他3名	庄や百姓中	状1
12	戌之年物成之事(取米六百八拾貳石一斗 壹合を皆済すべきことにつき)	元和8	1622	戌	12	3	間宮三郎右衛門(印)	福井村庄屋・百姓中	状1
13	亥之定免状之事(取米七百拾壹石七斗五 升八合を皆済すべきことにつき)	元和9	1623	亥	12	朔	間宮三郎右衛門(印)	福井村庄屋・百姓中	状1
14	子之年定免状之事(取米七百五拾壹石三 斗を皆済すべきことにつき)	寛永元	1624	子	11	27	間宮三郎右衛門(印)	福井村庄屋・百姓中	状1
15	丑之年定免状之事(取米七百七拾六石壹 升五合を皆済すべきことにつき)	(寛永2カ)	1625	丑	12	10	間宮三郎右衛門(印)	福井村庄屋・百姓中	状1
16	申年免定之事(取米合計百貳拾九石貳斗 四升四合を皆納すべきことにつき)	寛永9	1632	申	11	11	間宮三郎右衛門(印)	上村庄や・百姓中	状1
17	申年免定之事(取米合計六拾貳石貳斗三 升七合を皆納すべきことにつき)	寛永9	1632	申	11	11	間宮三郎右衛門(印)	中村庄や・百姓中	状1
18	申年免定之事(取米合計八拾貳石貳斗貳 升九合を皆納すべきことにつき)	寛永9	1632	申	11	11	間宮三郎右衛門(印)	中村庄や・百姓中	状1
19	納亥之歳山成・藪成之事(合計百四拾八石 貳分を米三石八斗で納所したることにつ き)	寛永13	1636	子	3	11	五味金右衛門(豊直)下代山口彦[]・石田 平[]	右(福井村)庄屋中	状1
20	貢納算用目録(物成合計五百九拾九石八 斗五升八合四勺の算用完了につき)	寛永16	1639	卯	4	25	関傳七(印)	福井村庄屋百姓中	状1
21	巳之歳定免状(取米六百三拾三石八斗四 升七合五勺を皆済すべきことにつき)	寛永18	1641	巳	11	15	長沢三郎右衛門(印)吉綱(花押)・市川弥五 左衛門(印)・太田金兵衛(印)	福井村庄屋・惣百姓中へ 左衛門(印)	状1
22	辰ノ年御物成事(物成のうち、合計六百六 拾三石七合の支払い完了につき)	寛永18	1641	巳	9	3	市川角左衛門(花押)(印)	福井村庄屋中	状1
23	未之歳免状(取米六百貳拾五石七升八合 を皆済すべきことにつき)	(寛永20カ)	1643	未	10	28	矢野藤右衛門(印)・長沢三郎右衛門(印「吉 綱」)・太田金兵衛(印)	庄屋・惣百姓中	状1
24	亥ノ年免状(取米六百六拾六石六斗八升壹 合を皆済すべきことにつき)	(正保4カ)	1647	亥	11	2	渡部忠左衛門(印「渡邊俊忠」)・矢野藤右衛 門(印)・三田六右衛門(印)・松井八良左衛 門(印「定能」)	庄屋・惣百姓中へ	状1
25	丑之年免定(取米合計六百八拾壹石貳斗 四升を皆済すべきことにつき)	慶安2	1649	丑	11		浅山三郎右衛門(印「重房」)・高津伊兵衛 (印「頼」)・袖山理右衛門(印「勝久」)他2名	庄屋百姓中参	状1
26-1	乍恐返答書言上(福井村は文禄三年以来 畝引を行い免割されてきたため、前々のご とく仰せ付けくだされたことにつき)	承応4	1655	未	3	27	福井村善兵衛(印)・次右衛門○・半兵へ (印)他54名	御奉行様	状1
26-2	奉公人請状之事(宿河原の鞠屋友右衛門 の第六助を卯十二月より辰十二月までご奉 公に遣わすことにつき)	文化4	1807	丁卯	12		宿河原請人弥兵衛(印)・同村奉公人兄友右 衛門(印)	福井村半兵衛殿	状1
26-3	預り申銀子之事(船々仕出し銀に銀拾貫目 を請け取ったことにつき)	文政10	1827	亥	3		吉田崑平次(印)・出店支配人呉田屋孫兵衛 (印)・呉田屋李兵衛(印)	木屋市三郎殿	状1
26-4	乳母奉公人請状之事(古曾部村の嘉兵衛 娘せきを来る亥七月よりご奉公に遣わすこ とにつき)	文政10	1827	亥	7		奉公人親嘉兵衛(印)・受人同村孫左衛門 (印)	福井村半兵衛殿	状1
27	午年免定之事(福井村は取米六百貳拾七 石七升七合を皆納すべきことにつき)	元文3	1738	午	11		佐竹岡右衛門(印「方圓」)・橋本五郎右衛門 (印「光政」)・松井清左衛門(印「秋常」)・駒 野軍兵衛(印「里純」)	庄屋・惣百姓中	状1
28	申年免定之事(福井村は取米六百七拾四 石壹斗九升三合を皆納すべきことにつき)	宝暦元	1751	申	11		神谷助右衛門(印「正吉」)・塚田長左衛門 (印「元親」)・城戸八郎兵衛(印「政純」)・飯 尾市兵衛(印「定武」)	庄屋・惣百姓中	状1
29	戌年免定之事(福井村は取米六百六石七 斗五升を皆納すべきことにつき)	宝暦4	1754	戌	11		久徳左近兵衛(印「知義」)・佐竹岡右衛門 (印「方圓」)・篠田左右衛門(印「高朗」)	庄屋・惣百姓中	状1
30	寅年免定之事(福井村は取米六百三拾六 石壹斗三升を皆納すべきことにつき)	延享3	1746	寅	11		飯田善兵衛(印「清郷」)・駒野軍兵衛(印「里 純」)・千馬宇左衛門(印「矩明」)	庄屋・惣百姓中	状1
31-1	巳年免定之事(福井村は取米六百三拾貳 石九斗五升三合を皆納すべきことにつき)	天明5	1785	巳	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・ 關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
31-2	(覚 福井村の免割における諸引き分書上 につき)	(天明5)	1785	巳	10				状1
32	申年免定之事(福井村は取米四百六拾九 石五斗九合を皆納すべきことにつき)	元文5	1740	申	11		佐竹岡右衛門(印「方圓」)・橋本五郎右衛門 (印「光政」)・松井清左衛門(印「秋常」)・牧 矢柄(印「口〔噓カ〕」)	庄屋・惣百姓中	状1
33	午年免定之事(福井村は取米五百七拾六 石貳斗四升を皆納すべきことにつき)	元禄3	1690	午	11		池田弥三右衛門(印「寶」)・中市左衛門(印 「重基」)・柘植太郎左衛門(印「宗武」)他3名	庄屋・惣百姓中	状1
34	寅年免定之事(福井村は取米六百七石壹 斗五升五合を皆納すべきことにつき)	寛政6	1794	寅	11		篠田左右衛門(印「高朗」)・松井六郎(印「考 幸」)・中村平左衛門(印)他2名	庄屋・惣百姓中	状1

摂津国太田郡福井村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
35	未年免定之事(福井村は取米六百七拾四石壹斗九升三合を皆納すべきことにつき)	元禄16	1703	未	11		神谷助右衛門(印「正吉」)・塚田長左衛門(印「元親」)・城戸八郎兵衛(印「政純」)・深瀬園右衛門(印「利繼」)	庄屋・惣百姓中	状1
36	卯年免定之事(福井村は取米六百拾七石六斗壹升五合を皆納すべきことにつき)	宝暦9	1759	卯	11		藤井祐馬(印「貞義」)・田中與一右衛門(印「長陳」)	庄屋・惣百姓中	状1
37	卯年免定之事(福井村は取米六百拾五石三斗貳升七合を皆納すべきことにつき)	天保2	1831	卯	11		藤井沢右衛門(印「真綱」)・中村市太夫(印「元儀」)・芥川庫次郎(印「勝進」)他2名	庄屋・惣百姓中	状1
38	申年免定之事(福井村は取米六百三拾五石三斗壹升を皆納すべきことにつき)	文政7	1824	申	11		沢路郷助(印「茂美」)・中村市太夫(印「元儀」)・松下金太夫(印)・金万七郎右衛門(印「景行」)	庄屋・惣百姓中	状1
39	(覚 福井村の夫代・口米・蔵欠上納・夫食上納の書上につき)	(近世)		申	11	15			状1
40	丑年免定之事(福井村は取米六百三拾五石九斗五升六合を皆納すべきことにつき)	宝暦7	1757	丑	11		藤井左文(印「貞義」)・片岡安右衛門(印「正昭」)	庄屋・惣百姓中	状1
41	亥年免定之事(福井村は取米五百八拾五石八斗五升九合を皆納すべきことにつき)	宝暦5	1755	亥	11		久徳左近兵衛(印「知義」)・佐竹岡右衛門(印「方圓」)・篠田左右衛門(印「高朗」)	庄屋・惣百姓中	状1
42-1	子年免定之事(福井村は取米五百九拾三石六斗九升を皆納すべきことにつき)	元禄9	1696	子	11		森元六郎左衛門(印「元久」)・橋本五右衛門(印「當晶」)・池田弥三右衛門(印「寶」)他2名	庄屋・惣百姓中	状1
42-2	摂州太田郡福井村午ノ年納之事(合計六百貳石五斗七升一合を皆済すべきことにつき)	元和4	1618	午	12	21	村上孫左衛門(印)		状1
43-1	申年免定之事(福井村は取米六百貳拾九石七斗貳升九合を皆納すべきことにつき)	寛政12	1800	申	11		篠田左右衛門(印「高朗」)・松井六郎(印「考幸」)・中村平左衛門(印「常」)他2名	庄屋・惣百姓中	状1
43-2	(覚 福井村の夫代・蔵残上納・夫喰上納・蔵欠上納の書上につき)	(寛政12)	1800	申	11	15			状1
44	巳年免定之事(福井村は取米六百三拾六石五斗九升を皆納すべきことにつき)	元禄14	1701	巳	11		城戸八郎兵衛(印「政純」)・柘植太郎左衛門(印「宗式」)・小森弥五左衛門(印「正徳」)	庄屋・惣百姓中	状1
45	丑歳免定之事(福井村は取米六百三拾石四斗壹合を皆納すべきことにつき)	天明元	1781	丑	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
46	辰年免定之事(福井村は取米六百三拾八石九升八合を皆納すべきことにつき)	天明4	1784	辰	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
47	午年免定之事(福井村は取米六百三拾六石五斗九升を皆納すべきことにつき)	元禄15	1702	午	11		塚田長左衛門(印「元親」)・城戸八郎兵衛(印「政純」)・大橋忠左衛門(印「元春」)	庄屋・惣百姓中	状1
48	酉年免定之事(福井村は取米六百六拾五石貳斗壹升七合を皆納すべきことにつき)	宝暦2	1752	酉	11		神谷助右衛門(印「正吉」)・塚田長左衛門(印「元親」)・城戸八郎兵衛(印「政純」)・中垣貞右衛門(印「忠徳」)	庄屋・惣百姓中	状1
49	午年免定之事(福井村は取米五百七拾七石九斗貳升四合を皆納すべきことにつき)	天明6	1786	午	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
50	巳年免定之事(福井村は取米六百三拾六石貳斗九升を皆納すべきことにつき)	元禄2	1689	巳	11		中市左衛門(印「重基」)・志水六右衛門(印「忠真」)・柘植太郎左衛門(印「宗式」)他3名	庄屋・惣百姓中	状1
51	丑年免定之事(福井村は取米六百五拾六石貳斗四升を皆納すべきことにつき)	元禄10	1697	丑	11		森元六郎左衛門(印「元久」)・橋本五右衛門(印「當晶」)・池田弥三右衛門(印「寶」)他3名	庄屋・惣百姓中	状1
52	申年免定之事(福井村は取米六百六拾五石貳斗貳升を皆納すべきことにつき)	元禄5	1692	申	11		橋本又助(印「豊好」)・池田弥三右衛門(印「寶」)・柘植太郎左衛門(印「宗式」)他2名	庄屋・惣百姓中	状1
53	丑年免定之事(福井村は取米六百七拾四石五斗貳升を皆納すべきことにつき)	宝永6	1709	丑	11		神谷助右衛門(印「正吉」)・芥川幸右衛門(印「勝進」)・城戸八郎兵衛(印「政純」)・金万七郎右衛門(「景」)	庄屋・惣百姓中	状1
54	未年免定之事(福井村は取米六百七拾三石貳斗六升を皆納すべきことにつき)	元禄4	1691	未	11		橋本又助(印「豊好」)・池田弥三右衛門(印「寶」)・柘植太郎左衛門(印「宗式」)他2名	庄屋・惣百姓中	状1
55-1	未年免定之事(福井村は取米六百三拾石九斗九升貳合を皆納すべきことにつき)	寛政11	1799	未	11		篠田左右衛門(印「高朗」)・森井六郎(印「考幸」)・中村平左衛門(印「常」)他2名	庄屋・惣百姓中	状1
55-2	(覚 口米・夫代・夫喰上納・蔵欠上納・利米の書上につき)	(寛政11)	1799	未	11				状1
56	寅歳免定之事(福井村は取米五百九拾石八斗壹升四合を皆納すべきことにつき)	天明2	1782	寅	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
57	丑年免定之事(福井村は取米六百貳拾八石貳斗七升貳合を皆納すべきことにつき)	延享2	1745	丑	12		飯田善兵衛(印「清郷」)・駒野軍兵衛(印「里純」)・澤路武兵衛(印「茂材」)	庄屋・惣百姓中	状1
58	午年免定之事(福井村は取米五百六拾石三斗壹升八合を皆納すべきことにつき)	宝暦12	1762	午	11		加藤次郎兵衛(印「正方」)・橋本文太夫(印「光政」)・芥川文左衛門(印「勝口」[「峯カ」])・柘植太郎左衛門(印「成應」)	庄屋・惣百姓中	状1
59	未年免定之事(福井村は取米五百九拾八石六斗六合を皆納すべきことにつき)	宝暦13	1763	未	11		加藤次郎兵衛(印「正方」)・橋本文太夫 転役二付不能印形・芥川文左衛門(印「勝口」[「峯カ」])・金万定記(印「景能」)	庄屋・惣百姓中	状1
60	寅年免定之事(福井村は取米六百拾五石七斗九升を皆納すべきことにつき)	宝暦8	1758	寅	11		藤井左文(印「貞義」)・松井清左衛門(印「秋賢」)	庄屋・惣百姓中	状1
61-1	卯歳免定之事(福井村は取米六百拾三石八斗六升三合を皆納すべきことにつき)	天明3	1783	卯	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
61-2	(覚 合毛田用捨引分・斗代切へ引違分・綿方へ引違分の書上につき)	(天明3)	1783	卯	11				状1
62	辰年免定之事(福井村は取米五百四拾石壹斗八升四合を皆納すべきことにつき)	宝暦10	1760	辰	11		橋本文太夫(印「光政」)・藤井祐馬(印「貞義」)・柘植太郎左衛門(印「成應」)	庄屋・惣百姓中	状1
63	未年免定之事(福井村は取米六百八拾石六斗五升六合を皆納すべきことにつき)	寛延4	1751	未	11		久徳左近兵衛(印「知義」)・佐竹岡右衛門(印「方圓」)・篠田茂十郎(印「高朗」)	庄屋・惣百姓中	状1
64	酉年免定之事(福井村は取米六百八拾石三斗三升を皆納すべきことにつき)	宝暦3	1753	酉	11		久徳左近兵衛(印「知義」)・佐竹岡右衛門(印「方圓」)・篠田茂十郎(印「高朗」)	庄屋・惣百姓中	状1
65	子年免定之事(福井村は取米六百四拾石九斗九升四合を皆納すべきことにつき)	宝暦6	1756	子	11		藤井左文(印「貞義」)・久徳左近兵衛(印「知義」)・松井清左衛門(印「秋賢」)	庄屋・惣百姓中	状1
66	申年免定之事(福井村は取米六百三拾三石三斗三升を皆納すべきことにつき)	天明8	1788	申	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1
67	未年免定之事(福井村は取米六百三拾五石七斗四升壹合を皆納すべきことにつき)	天明7	1787	未	11		松井六郎(印「秋親」)・中村文助(印「常」)・關源次郎(印「勝英」)	庄屋・惣百姓中	状1

摂津国太田郡福井村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
68-1	子年免定之事(福井村は取米六百三拾七石七斗八升六合を皆納すべきことにつき)	寛政4	1792	子	11		松井六郎(印「考宰」)・中村文助(印「常」)・柘植安左衛門(印「勝口〔威カ〕」)・野見又左衛門(印「鈴氏重之印」)	庄屋・惣百姓中	状1
68-2	(寛 合毛田へ引違分・亥蔵残へ引違分などの勘定書付につき)	(寛政4)	1792	子	10				状1
68-3	(寛 夫代・口米など都合六百七拾六石三斗四升の勘定書付につき)	(寛政4)	1792	子					状1
69	亥年免定之事(福井村は取米六百五拾六石貳斗四升を皆納すべきことにつき)	元禄8	1695	亥	11		森元六郎左衛門(印「元久」)・橋本又助(印「當晶」)・池田弥三右衛門(印「寶」)他3名	庄屋・惣百姓中	状1
70	申年免定之事(福井村は取米六百五石三斗貳升六合を皆納すべきことにつき)	宝暦2	1752	申	11		久徳左近兵衛(印「知義」)・佐竹岡右衛門(印「方圓」)・小倉藤左衛門(印「頼雄」)	庄屋・惣百姓中	状1
71	酉年免定之事(福井村は取米五百拾壹石三斗貳升を皆納すべきことにつき)	寛保元	1741	酉	11		飯田善兵衛(印「清郷」)・駒野軍兵衛(印「里純」)・芥川文左衛門(印「勝口〔岑カ〕」)		状1
72	亥年免定之事(福井村は取米六百貳拾三石三斗八升六合を皆納すべきことにつき)	寛政3	1791	亥	11		松井六郎(印「考宰」)・中村文助(印「常」)・柘植安左衛門(印「勝口〔威カ〕」)・橋本権太夫(印「為衛」)	庄屋・惣百姓中	状1
73	戌年免定之事(福井村は取米六百九拾貳石壹斗四升六合を皆納すべきことにつき)	宝永3	1706	戌	11		神谷助右衛門(印「正吉」)・塚田長左衛門(印「元親」)・城戸八郎兵衛(印「政純」)・金方七郎右衛門(印「景」)	庄屋・惣百姓中	状1
74	(断簡一括「宝暦 十三本」につき)	(宝暦)							断簡2
75	(木箱)	明治34	1901		4				木箱1